

扶養者認定時に必要な提出書類

- ◆ 複数の項目に該当する場合は、すべての書類の提出が必要です。
- ◆ 認定審査をするうえで、状況に応じてご案内した書類以外に**追加書類の提出**をお願いすることがあります。その際にご協力をお願いします。
- ◆ 扶養認定日は、必要書類が全て揃いデサント健康保険組合が受付けた日からとなります。

申請時の状況		提出書類	
配偶者・子供以外を扶養に入れる場合		① 生計維持申立書 ② 世帯全員の住民票(続柄入り)	
子供(出生時含む)		① 配偶者の前年分の源泉徴収票(写) ※配偶者がデサント健保組合の被扶養者になっている場合は不要 ※前年と今後の収入見込みに大きな差がある場合は、今後の収入がわかる書類(給与明細、雇用契約書等)	
離婚(ひとり親家庭)で子供を扶養に入れる場合		① 世帯全員の住民票(続柄入り)	
収入あり	給与・バイト収入	① 直近3か月の給与明細書(写)または雇用契約書(健康保険未加入の記載あり)(写)	
	〃 (収入が減少した場合)	① 雇用契約書(写)または年間130万未満で勤務することを勤務先で証明したもの	
	年金収入(老齢・障害・遺族等)	① 年金振込通知書(写)	
	事業所得(自営業・雑収入・不動産収入等)	① 前年の確定申告書(写)(必要経費の分かる収支内訳書含む)一式	
	失業等給付受給中	① 雇用保険受給資格者証の表面・裏面(写) ※基本手当日額が3,611円以下(60歳以上は4,999円以下)の場合	
	資格喪失後の傷病手当金・出産手当金を受給中	① 支給決定通知書(写)	
収入なし	無職で収入のない場合	① 収入・所得証明書(お住まいの市区町村で入手)	
	自営業を廃業した場合	① 廃業届出書(写)(税務署受理印があるもの)	
	学生(大学生以上)	① 学生証(写)または在学証明書	
	退職による申請の場合	1. 雇用保険 未加入	① 事業主証明書、雇用契約書(写)、給与明細書(写)のいずれかひとつ(未加入がわかるもの)
		2. 雇用保険 加入期間不足	① 入退者の分かる事業主証明書または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)
		3. 雇用保険 失業給付受給終了	① 雇用保険受給資格者証の表面・裏面(写) ※「受給終了」の印字のあるもの
		4. 上記以外	① 雇用保険失業給付に関する誓約書 ② 下記A～Cに該当する書類(すぐに入手できない場合は、まずは「退職証明書」を提出し、後日必ず提出) ⇒ ・離職票1・2(発行しない場合は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書)(写) ⇒ ・雇用保険受給資格者証の表面・裏面(写) ⇒ ・離職票1・2(写) ⇒ ・受給期間延長通知書(写)
別居の方(単身赴任・通学の場合は除く)		① 別居の方の世帯全員の住民票(続柄入り) ② 直近3か月の仕送り事実を証明できる書類(通帳(写)等)	
被保険者以外に認定対象者と生計を同じくする方がいる場合		① その方の収入を確認できる書類(上記「収入あり」の該当書類)	